



## 第117回中央委員会実施 「鬼木まこと」の認知度アップへ取り組み



▲中央委員会の様子

2月22日に自治労群馬県本部第117回中央委員会が開催された。コロナ禍のため代議員数を絞り、全ての単組が1名の参加、その他の代議員については委任状対応での開催となった。太田市職労は3名の議決権を持つが、今回は委員長が参加した。

第117回中央委員会では第1号議案として2022年度前期・たたかひの総括、第2号議案は春闘2022方針を確認した。

また第3号議案は当面の闘争方針の中では政策実現に向けた取り組みとして第115回中央委員会で2022年7月の第26回参議院選挙に向けて推薦決定をした「鬼木まこと」の名前を組合員に周知すべく、支持者カードをはじめ、3回の声かけを徹底することを全体で確認した。

なお、県本部獲得目標は18,000票、太田市職労としての目標値は前回の岸まき子を上回る461票である。今一度、「鬼木まこと」の名前を覚えていただきたい。

各種 SNS の「友だち」「フォロワー」になってください！

LINE

Twitter

Facebook

YouTube

立憲民主党参議院比例第15総支部長

## 鬼木まこと

おにき とともに 自治労の政策要求を実現しよう!

onikimakoto.com  
鬼木まこと 自治労 検索

自治労は、第26回参議院選挙の全国比例区に「鬼木まこと」さんの擁立を決定しました。

**鬼木まこと プロフィール**  
1963年福岡県筑業野市生まれ。1982年福岡県庁入職。2014年から自治労中央執行委員。

# 過去の要求書を振り返りましょう



太田市職労では、組合員が働く上で抱える職場の悩みや諸問題をアンケート等により明らかにし、毎春秋、当局（人事課）に対して『要求書』として文書にまとめて提出している。現在、「2022 春闘要求」にて今季までに寄せられた意見の一部を取りまとめて要求書として当局に投げかけている最中であり、今月下旬にはその要求に対する回答がされる予定。本号では、これまでにアンケートで寄せられた疑問や要望について過去の要求書を振りかえることで解説しつつ、改めて抑えるべき事項について紹介する。

## PART 1 異動内示日の前倒しについて ～2007 年秋『賃金確定闘争要求書』より～



要求

異動内示については、混乱を避けるため、最低二週間前の 3 月 16 日までに提示すること。

回答

定期人事異動の内示については、出来る限り早く提示できるよう努力したいと考えているところであるが、これまでと同程度の日程（10 日前位）となるであろうことをご理解願いたい。

現状、他市の状況を見ると人事異動の内示については 1 週間前程度が多い状況。1 週間とされている理由は、それ以上になると異動が決まった職員の士気が下がることや、それを原因に十分な業務引き継ぎがされない傾向があることが挙げられる。

本市において他市よりも早い 2 週間程度前に人事異動の内示が行われている取り組みは当局（人事課）から組合員に対する最大限の配慮と認識している。

## PART 2 4 級昇格に要する在籍年数について ～2007 年春『春闘要求書』より～

要求

賃金水準の引き上げ及び合併時の格差解消の実現：県内第 3 位の人口規模の自治体として、また、自治体の窓口サービス度全国 1 位に相応しい賃金とし、最低でも伊勢崎市と同様に 40 歳 4 級到達とすること。

回答

4 級昇格については、40 歳・経験年数 18 年で現業職員も含め実施することとし、非現業職員の賃金格差是正も 2007 年 3 月 31 日までに調整する。

4 級に昇格する為に必要な年数が組合員に伝わっていないことから、正式な人事課の回答をもとに改めて組合員に周知するために取り上げた。紹介した当局回答では新卒者を基準にした昇格基準が回答されているが、社会人経験者については最大 2.5 年まで（経験年数の半分）短縮される。

## PART 3 持家手当について ～2010 年『要求書』より～



住居手当について、持家（自宅）手当が欲しいという声が聞かれるため、過去の要求をもとに確認する。

要求

持家に係る住居手当については、拙速な廃止・引下げを行わず、現行水準を維持すること。

回答

群馬県人勤に沿って、住居手当 2 割減の 3,200 円としたところであるので、ご理解いただきたい。

このように以前は持家手当がわずかながらにあったものの、国の制度改正に伴い、地方公務員も持家手当がなくなった経緯がある。そのため、国公準拠が原則の地方公務員にとって持家手当の復活は国が制度変更しない限りは難しいと言える。



tips! 国家公務員に対する「自宅に係る住居手当（新築・購入後 5 年に限り支給、月額 2,500 円）」は公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差解消を理由に 2009 年 8 月 11 日の人事院勧告を受け、廃止された。